



世界に希望を生み出そう

KAWASAKI ASAO ROTARY CLUB

川崎麻生ロータリークラブ

会長 青戸 慶太

幹事 中山 隆弘



大矢 紀

第 1453 回 例会記録 2024 年 5 月 24 日 (金) S.A.A.委員長 長瀬 敏之

- 【開会点鐘】 青戸 慶太 会長
- 【S. A. A】 鈴木 昭弘 委員
- 【例会会場】 琴平 会館
- 【ソング】 ローターソング『四つのテスト』
- 【本日のお客様】 ◆永野 弘幸 様

(公社)神奈川被害者支援センター 専務理事兼所長

- 【例会ご参加】 ◆ラ チンタクテン さん 米山奨学生

【会長報告】 青戸慶太 会長

1. ガバナー事務所より、

本年度の『地区大会記録誌』発送のご連絡が届いております。5月24日(金) 発送 5月27日(月)より順次到着予定



2. R米山記念奨学会より、『米山功労者』への感謝状が届いております。 ◆鈴木 憲治会員 第45回米山功労者 ◆宇津木 茂夫会員 第4回米山功労者



【幹事報告】 中山隆弘 幹事

★例会変更 ◇川崎北RC ◇川崎マリーンRC ◇川崎中原RC

【出席委員会】 鈴木豊成 副委員長

例会	会員	出席	欠席	修正	出席率
1453 回	26	16	10		61.5%
1452 回	26	19	7	3	84.6%
1451 回	26	19	7	5	92.3%



【委員会寄付】

委員会	第 1453 回(件数)	合計
ニコニコ委員会	11 件	¥11,000
米山記念奨学会	1 件	¥5,000

【ニコニコ委員会メッセージ】 鈴木憲治 社会奉仕副委員長

- ◇青戸慶太会長【永野様、本日は宜しく願いいたします】
- ◇碓井美枝子会員【同上】
- ◇志村幸男会員【永野様、本日は宜しく願いいたします】
- ◇鈴木昭弘会員【同上】 ◇鈴木憲治会員【明日からシンガポール国際大会に出掛けます】
- ◇鈴木豊成会員【妻へのお花有難うございます】
- ◇宇津木茂夫会員 ◇梶俊夫会員 ◇佐々木範行会員
- ◇鈴木真一会員 ◇長瀬敏之会員

以上、ご協力ありがとうございました。

【米山記念奨学委員会メッセージ】 蓬田忠 委員長

- ◇志村幸男会員【永野様、本日は宜しく願いいたします】
- ご協力ありがとうございました。



第 1 4 5 4 回例会	6 月 7 日 (金)	定例理事会・年次報告	ホテルモリノ
第 1 4 5 5 回例会	6 月 1 4 日 (金)	会長の日	ホテルモリノ
第 1 4 5 6 回例会	6 月 2 1 日 (金)	会長幹事ご苦労様会	柏 屋

【例会日】 第1・2・3・4 金曜日 12:30~13:30 【例会場】 ホテルモリノ 新百合丘 7F TEL: 044-953-5111

※第5金曜日 休会 連絡先: 川崎麻生ロータリークラブ事務所 TEL: 044-951-1322

【招聘卓話】

被害者支援の必要性・重要性について

(公社)神奈川被害者支援センター 専務理事兼所長
永野 弘幸 様

【プロフィール】平成26年9月藤沢北警察署を最後に神奈川県警察を定年退職、民間企業での職務を経験した後、令和3年4月から神奈川被害者支援センターで勤務しております。



被害者支援の業務の経験は、平成20年から平成21年にかけて、神奈川県警察警務部警務課被害者対策室(現在は、被害者支援室)で勤務。さらに、令和5年4月に施行された「相模原市犯罪被害者等支援条例に係る有識者会議」のメンバーを努めました。久里浜少年院の職員向け研修として、「犯罪被害者等に対する支援の実情について」のテーマで講演、ほか、各地で「加害者の更生には『被害者の声を』について」お話をさせて頂いております。現在、「横浜市犯罪被害者等施策に関する懇談会」、「相模原市犯罪被害者等支援に係る有識者会議」、「川崎市犯罪被害者等支援有識者会議」のメンバーを努めております。(以下、資料より抜粋・省略)

神奈川県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

神奈川被害者支援センター

当センターは、「神奈川県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体」です。平成20年3月26日、神奈川県公安委員会より、県内唯一の指定を受けました。これにより公的認証を得て支援内容も充実しました。

1. はじめに 神奈川被害者支援センターは、令和6年2月1日に「公益社団法人」の認定を受けることができた。

2. 被害者支援の重要性・必要性

○なぜ被害者支援が必要なのか。被害者は、自分が被害者になろうと思っているわけではありません。地域の人に支えられ、被害後も住み慣れたまちで住み続けることが、より早い回復に繋がると言われており、いつまでもこの場所に住みたいと思う地域社会の構築が必要である。被害者を孤立させないことが重要であり、地域の皆様で支えることによって、地域に連帯の意識も生まれる。



○被害者が住みやすいまちづくり 安心・安全のまちづくりの基本であり、「子育て支援施策」と同じ考え方である。

そのためには、被害者支援のための特化条例が必要で、現在神奈川県では33ある市町村のうち10市町村が制定をしている。被害者支援条例は社会インフラとして定着させる必要がある。

○地域コミュニティの復活

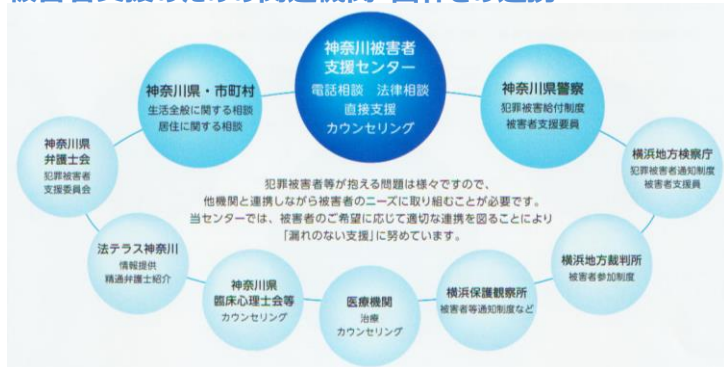
今、求められる被害者も加害者も出さないための連帯感の醸成こそがまちづくりの根本であり、地域コミュニティを復活させることで、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を可能にできるのではないかと考える。

■ 神奈川被害者支援センターの支援



犯罪被害者が求める支援 ○支援サービスに関する情報提供 ○専門家による精神的ケア ○支援団体の紹介・連携 ○弁護士の紹介・連携 ○身近な人からの精神的支え ○相談窓口に関する情報提供 ○病院へ行くときの付き添い ○行政手続きの補助 ○警察へ行くときの付き添い ○検察庁へ行くときの付き添い ○見舞金の給付 ○加害者に関する情報提供

被害者支援のための関連機関・団体との連携



(以下省略)

貴重なお話を有難うございました。



【四つのテスト】

蓬田忠 会員

【閉会点鐘】

青戸慶太 会長

【会報委員会】

碓井美枝子 委員長

写真:碓井美枝子 委員長